

聖籠町長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月19日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第25号

聖籠町長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
聖籠町長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成20年聖籠町規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 聖籠町教育委員会教育長に別表第2に掲げる事務（地方自治法第180条の6に規定する権限に属する事務を除く。）を委任する。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）教育委員会教育長に係る事務委任事項表

- | |
|---|
| 1 児童、母子及び父子福祉に関すること。（保健福祉課の所管に係るものを除く。） |
| 2 児童手当に関すること。 |
| 3 ひとり親家庭等の児童扶養手当に関すること。 |
| 4 障がい福祉に関すること。（保険福祉課の所管に係るものを除く。） |
| 5 保育所に関すること。 |
| 6 児童館に関すること。 |
| 7 児童広場及び児童遊園に関すること。 |
| 8 子ども・子育て支援計画に関すること。 |
| 9 児童クラブに関すること。 |
| 10 子ども家庭相談に関すること。 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。